

池田市火災予防条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の概要

本年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災（山林、原野等における火災をいいます。以下同じ。）は、鎮火まで1か月以上を要し、約3,370haを焼損する甚大な損害をもたらしました。そのほか、本年において既に多くの林野火災が全国各地で発生しています。つきましては、林野火災の予防を目的として林野火災に関する注意報を創設し、火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定により市長が発することができる火災に関する警報をいいます。以下同じ。）と併せてその発令中における火の使用の制限に係る整備を行う等、火災予防の強化に係る整備を行うため、池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する整備

ア 火災に関する警報の発令中、屋内において裸火を使用するときは窓、出入口等を閉じて行わなければならないこととする制限について

住宅等における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、廃止します。

イ 火災に関する警報の発令中、山林、原野等において喫煙をしてはならないこととする制限について

建築物その他の工作物に設けられた喫煙設備において行う場合は制限の対象外としていたところ、山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙してはならないこととする制限に変更します。

(2) 林野火災に関する注意報の創設

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとします。なお、林野火災に関する注意報の発令基準は、次のとおりとする予定です。

【林野火災に関する注意報の発令基準（予定）】

気象条件が次のア又はイのいずれかに該当するときに発する。ただし、発令当日に降水又は積雪が見込まれる場合その他市長が必要がないと認める場合には、発しないことができる。

ア 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。

イ 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されたとき。

林野火災に関する注意報が発せられたときは、解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（※1）に従うこととする努力義務が課されることとします。また、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。

※１ 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（(1)反映済み）

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(3) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報に関する整備

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとします。なお、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令基準は、次のとおりとする予定です。

【林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令基準（予定）】

林野火災に関する注意報の発令基準を満たし、かつ、強風注意報が発表されているときに発する。

(4) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等の届出に関する整備

ア 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に係る届出について

火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為を行う場合は、消防本部（消防署）が火煙の上昇を把握し、また、行為者に対し消火の準備等の防火に関する指導を行うことを目的として、当該行為を行う旨をあらかじめ消防長に届け出なければならないとしているところ、届出が必要な当該行為には従来からたき火が含まれていましたが、届出の徹底を図るため、これを明記します。

イ 届出の対象となる期間及び区域の指定について

消防長は、従来から消防長への届出を必要としている行為（※２）について、当該届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとします。

※２ 消防長への届出が必要な行為（ア反映済み）

- ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのあるたき火その他の行為
- ・煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- ・劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- ・水道の断水又は減水
- ・消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- ・祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

3 施行期日

令和８年１月１日から施行するものとします。なお、本条例改正に係る議案については、令和７年１２月池田市議会定例会への提出をめざします。

4 その他

本条例（消防法第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等を定める部分）の制定に関する基準である『対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）』等について、近年全国で増加している屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備の基準を定めるため、総務省消防庁において一部改正の検討がされているところです。同省令等の一部改正が行われた場合には、その定める基準に従い本条例の一部改正を行う必要が生じますので、2に記載した改正と併せてその改正を行う可能性があります。